

老福連のコメント＝「くすのきの郷」問題について

2007年8月

21・老福連

去る6月18日、東京都は文京区立特別養護老人ホーム「くすのきの郷」に対し、11月30日付で特別養護老人ホーム並びに短期入所生活介護事業、介護予防短期入所介護事業者の指定取り消しを決定しました。

マスコミ等の報道によれば、指定取り消しの理由として、①2007年2月までの過去5年間、フィリピン人ボランティアによる夜勤を実施し介護報酬を不正請求したこと。②勤務表職員欄に日本名で表記し、職員が満たされているかのような虚偽報告を行ったとされており、その間の介護報酬の不正請求分約4,600万円の返還を求めた、というものです。

同じくして、コムスの不正請求等による指定事業者取り消し処分も明らかになるなど大きな社会問題となっているとき、不正は決して容認することができませんが、事態の性格と、その原因並びに解決への方向について、当団体としての見解は以下のとおりであることを表明しておきます。

1. この問題の経過（概要）

マスコミ等の報道を要約すれば下記のような経過と犯した過ちが存在するものと考えています。

- ・ くすのきの郷は、フィリピンボランティア協会（青年海外協力隊：就労支援）の受け入れを以前から行ってきた。正職員による夜勤体制が組めない状況の中で、当初は夜勤体制減算をした給付請求を行っていたようですが、「夜勤体制減算の状態を早期に改善するように」との指摘や指導が東京都や文京区からあり、2002年2月からはフィリピンボランティアを含む夜勤体制で対応してきた。
- ・ その一方で、献身的で積極的な日常援助の姿やサービス内容は、利用者・家族・関係者からも高く評価されてきたことも事実です。

しかし、法令・省令を遵守すべき社会福祉法人が、結果として虚偽報告や不正請求を行ったことは、国民・関係者の信頼を裏切る行為であり断じて許されるものではありません。また、ケアの質が保証されていればという甘い考えがあったとすれば、それも大きな間違いであることは紛れもありません。

2. 介護保険制度の構造的欠陥が露呈

今回の問題で関係者が驚いたことは、連座制が適用され運営主体である社会福祉法人同胞互助会ではなく、設置主体である文京区が適用され処分を受けたことです。そのため、文京区が設置する特別養護老人ホーム3施設と通所介護8事業所は、来年度の指

定更新が出来なくなり、区立の事業所が無くなることとなりました。

介護保険法を逸脱する行為は決してあってはならないことですが、今回適用されるような連座制の問題は、全国の「公設民営」施設にも大きな影響を及ぼすことが深く懸念されます。即ち、公立施設の設置運営に歯止めがかかり、民営化に拍車がかかる恐れがあるからです。制度の実施時に、「公平な競争にはなじまない」として、多くの自治体がヘルパー事業から撤退したことにも見られるように、更なる自治体の高齢者福祉からの撤退や後退は許されるものではありません。

加えて、事業の取り消しがすでに決まっていますが、家族会をはじめ多くの関係する人々からは異論や存続への期待が訴えられている現状も見据えて、国、都、区は、それらの関係者の意見を十分に尊重した対応と、誰もが納得のいく量刑及び連座制のあり方が求められます。

3. 介護保険制度の抜本的見直しと公的な責任による制度の再構築を

今回の問題の背景にあるのは、基本的には介護保険制度そのものの問題と介護報酬単価の引き下げ等による経営・人材難が引き起こした問題であります。

私たちは、4年余にわたって基準の夜勤体制を確保できないような人材確保の困難が現実のものであったとすれば、不正な手段で行政指導に対応するのではなく、そうした現状を真正面から社会的に提起すべきであったと思います。

いずれにせよ、介護保険制度の見直しで、利用者にとっては費用負担が重くサービスの利用がしにくくなり、職員にとっては仕事(実務)量が増え、雇用の形態や賃金が厳しくなり、経営にとっては収入(報酬)が減少する一方でサービスの質だけが求められる事態となっていることは多くの人が指摘するところです。社会福祉における公的責任が大きく後退、社会福祉制度としての体を成さない実態が露呈していることに他なりません。

4. 保険料に連動・転嫁することなく国の負担を元に戻すことによって介護報酬を改善し、大幅な介護職員の増と職員の身分給与の改善を

障害者自立支援法などの実施をめぐり、契約制度や応益負担、公立施設の民営化をめぐって幅広く当事者・国民・関係者の怒りが世論を動かすまでになっています。

同じように、わたしたちは、高齢者・家族、国民の願いに応える老人福祉・介護保障制度の改善を求めるものです。

誰もが人間らしく生きる(生存権保障)ことは、国民の権利であり、そのためにも国・自治体の責任と負担を明確にした抜本的な制度改正が必要です。

最後に、今回の問題の根本的な解決には、介護職員の人員配置の改善と介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、介護保険料値上げに連動しないよう、国の財政負担を二分の一に戻すことを強く要求するものです。